

I. 包括取扱要領の改正について

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

- ①申請書の作成方法（「新規・更新の別」欄への入力の留意点）
- ②システムからの申請書類一式の送信

III. 原許可証（電子）から更新申請の手順

- ①原許可証の申請書のダウンロード
- ②更新に必要な申請書類一式のシステムからの送信

IV. 一般包括申請における統括責任者及び該非判定責任者のシステム登録

I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

1. 電子申請による電子交付オンリーになります（書面申請はできません。許可証も電子で交付されます。）
2. 書面の分割交付は可能です
3. 代理申請が可能になります（代理を認めるのは申請のみ。包括の使用は輸出者限定。）
4. 紙の包括許可証を電子に更新する場合は有効期限にかかわらず、随時可能です
5. 代表者名の変更届（様式第5）及び住居表示変更届（様式第6）の廃止
6. ホワイト包括の統括責任者及び該非確認責任者を登録する様式aの廃止
7. 特定包括の実績報告は、電子の場合は引き続き免除されます（輸出令別表第1の1の項に係るものを除く）
（改正包括取扱要領別表5左欄（4）の条件に基づく実績報告（様式第17）の提出を免除）

I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

1. 電子申請による電子交付オンリーになります（書面申請はできません。許可証も電子で交付されます。）

- 行政分野におけるデジタル技術の徹底的な活用が求められるなか、外為法に基づく経済産業省への包括輸出許可は、従来の**一般包括**に加えて、**特別一般包括・特定包括**についても、**電子申請が義務化**されます。
- 2019年4月以降に、包括輸出許可の新規申請及び更新申請を予定される場合、NACCS（外為法関連業務）への利用申込ならびに経済産業省への申請者届出の手続きをご準備ください。

様式第1 Ⅱの5(イ)① (簡略)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

年次別一発及包括申請書Ⅱ・役員等（使用に係るプログラム）取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

書面の申請様式は廃止

次のとおり申請をします。

申請する特別一般包括輸出・役員（使用に係るプログラム）取引許可の範囲

包括申請取扱要領（平成17・02・23貿関第1号・輸出経意事項17第7号）のⅡの4の（1）に掲げるもの

※ 許可可否不可

この申請を、

外国為替及び外貨管理法第25条第1項	の範囲により	次の条件を付して許可する。 許可しない。
外国為替及び外貨管理法第48条第1項		
外国為替及び外貨管理法第57条第1項		
輸出貿易管理令第8条第2項 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項		

条件 包括申請取扱要領（平成17・02・23貿関第1号・輸出経意事項17第7号）のⅡの6の（1）に掲げる条件に該当すること。

経済産業大臣の署名押印

日 付 _____
資 格 _____
記名押印 _____

注 ① 申請書は、電子申請システムにより、自動的に生成されます。
② 申請書の提出は、必須ではありません。



貿易管理サブ-申請書作成 Ver.1.14.0 (特別)一般包括輸出・役員(使用に係るプログラム)取引許可申請様式 (...

ファイル(F) 編集(E) 申請者(A) オプション(O) その他(O)

内容検証 様式番号 110 通常補正 通常JAA 現在の様式 最新様式

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
		整理番号	システム	-	
X		申請窓口コード	英数字	3	
		申請者	追加	-	
		申請者(15)	削除	-	
X		申請者区分	英数字	1	
X		申請者コード	英数字	8	
X		申請担当	メー...	英数字	100
		取引内容	-	-	
		CP受理票番号	英数字	20	
		CP受理票発行年月日	年月日	10	
		CL受理票番号	英数字	20	
		CL受理票発行年月日	年月日	10	
X		新規・更新の別	英数字	2	
X		包括申請区分	英数字	1	
X		許可の範囲	英数字	10	輸出・役員(使用に係るプログラム)取引許可
		取引明細	追加	-	
		取引明細(1/10)	削除	-	
		取引明細項目	システム	-	
X		表番号	日本語型	10	
X		貨物番号	日本語型	10	参照
X		省令番号	日本語型	20	参照
X		貨物役員区分	英数字	1	
		使用に係るプロ...	日本語型	200	
		仕向地	追加	-	
		仕向地(1/10)	削除	-	
X		仕向地 国コード	英数字	2	参照
		仕向地 地域名称	日本語型	15	

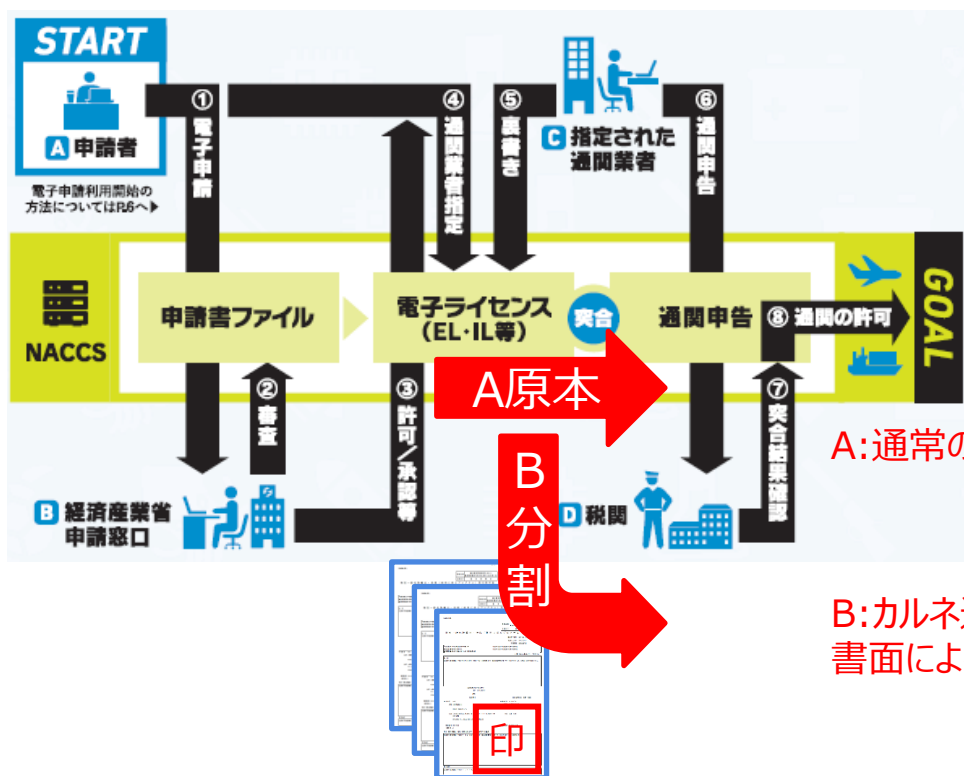
「申請書/申請明細書/理由書」への記載内容を、電子の申請書(.jetファイル)へ記入ください

I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

2. 書面の分割交付は可能です

- 例えば、カルネ通関の場合、書面によるマニュアル申告となるため、外為法に基づく許可承認証は書面で税関に提出する必要があります。
- このような場合は、「一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」及び「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」については、**電子ライセンスに加えて書面の許可証の分割交付**を受けることができます。



I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

2. 書面の分割交付は可能です

- 書面の分割交付を希望する場合は、申請書(.jetファイル)に「紙交付希望の有無」欄で、「電子ライセンス希望」を選択
- 「分割交付希望通数」欄に、必要な書面の分割交付数をご記入ください。 ※補正申請はできないため、初回時の入力をご留意ください。

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
		仕向地	追加	-	-
		仕向地(1/10)	削除	-	-
	*	仕向地 国コード	英数字	2	参照
		仕向地 地域名称	日本語型	15	
	*	申請理由	日本語型	1000	
		分割理由	日本語型	1000	
		原許可情報	-	-	
		原許可番号	英数字	20	
		原許可の有効期限	年月日	10	
		原許可における分	数値型	3	
	*	紙交付希望の有無	英数字	10	電子ライセンス希望
		分割交付希望通数	数値型	31	

希望する分割交付希望枚数を指定すること。
補正申請で変更できない。

申請書(.jetファイル)の
最下部にあります

※なお、既に交付済みの包括電子ライセンスの分割交付も可能です。その場合は、申請者本人が記名押印又は署名し、必要とする許可の許可番号及び通数並びに分割をする理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を原許可の交付窓口に提出してください。

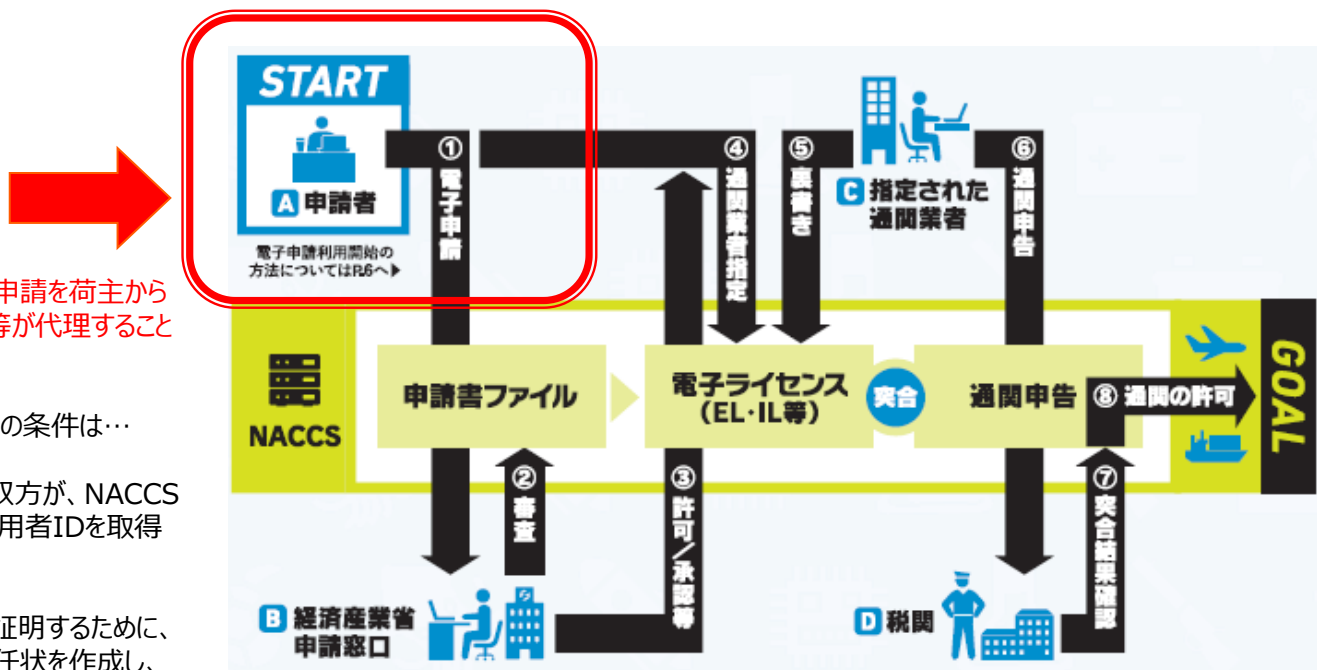
（「電子情報処理組織を使用して行う特定手続き等の運用について」（輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）17（1）④）

I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

3. 代理申請が可能になります（代理を認めるのは申請のみ。包括の使用は輸出者限定。）

- 特段の事情により輸出者本人が電子申請が困難な場合は、第三者に申請行為を委託することができます。
- 一般包括許可・特別一般包括許可・特定包括許可の各申請を行うことができる者として包括取扱要領に定める要件を具備する者が、その申請手続きを第三者（行政書士、通関業者等を含む）に委任する場合に、前者を「委任」者、後者を「代理」者と言います。（輸出者が「委任者」となります）



経済産業省への電子申請を荷主から委任された通関業者等が代理することも可能です！

この場合に必須な2つの条件は…

①委任者と代理者の双方が、NACCS外為法関連業務の利用者IDを取得していること。

②両者の委任関係を証明するために、委任者が代理者へ委任状を作成し、経済産業省へ届け出て、経済産業省の発行した「委任パスワード」を取得していること。

I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

3. 代理申請が可能になります（代理を認めるのは申請のみ。包括の使用は輸出者限定。）

- 電子申請の申請様式においては、申請手続きを委任する側(輸出者)のNACCS利用者コードを「委任」として入力
- 申請手続きを代理する側(通関業者等)のNACCS利用者コードを「代理」として入力します。

貿易管理サブ - 申請書作成 Ver. 1.14.0 輸出許可申請様式 (新しい申請書)

ファイル(F) 編集(E) 申請書(A) オプション(O) その他(Q)

内容検証 様式番号 100 通常補正 通常JAA 現在の様式 最新様式

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
		整理番号	システム	-	
*		申請窓口コード	英数字	3	
		委任パスワード	英数字	32	ZZZZZZZZ
		申請者	追加	-	
		申請者(1/5)	削除	-	
*		申請者区分	英数字	1	3:委任
*		申請者コード	英数字	8	V1XXXF0A
		申請者(2/5)	削除	-	
*		申請者区分	英数字	1	2:代理
*		申請者コード	英数字	8	V1YYYYF0A
		担当者	-	-	
*		申請担当者 部署名	日本語型	40	
*		申請担当者 氏名	日本語型	40	
*		申請担当者 電話...	英数字	20	
		申請担当者 FAX	英数字	20	
*		申請担当者 メー...	英数字	100	
		取引内容	-	-	
		CP受理票番号	英数字	20	

代理者による電子申請を行う場合に、申請者本人から連絡を受けた委任用パスワードを入力すること。また、申請者本人からの委任状の写しを提出または委任状に記載された情報を専用のファイルに記録すること。

通関業者の方も外為法関連業務のNACCS利用者IDが必要です！

代理申請の入力方法

- ① 「委任パスワード」欄に、発行済の委任パスワードを入力する。
- ② 「申請者(1/5)」の右上の「追加」ボタンを押し、「申請者(2/5)」欄を表示させる。
- ③ 「申請者(1/5)」欄は、申請者区分を「3:委任」と選択し、申請者コードは輸出者のIDを入力する。
- ④ 「申請者(2/5)」欄は、申請者区分を「2:代理」と選択し、申請者コードは通関業者等のIDを入力。

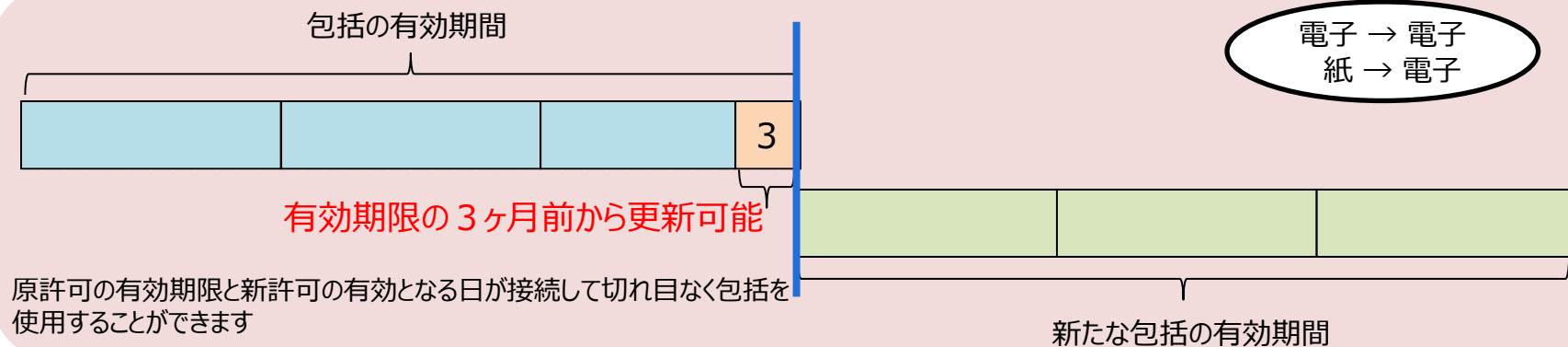
I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

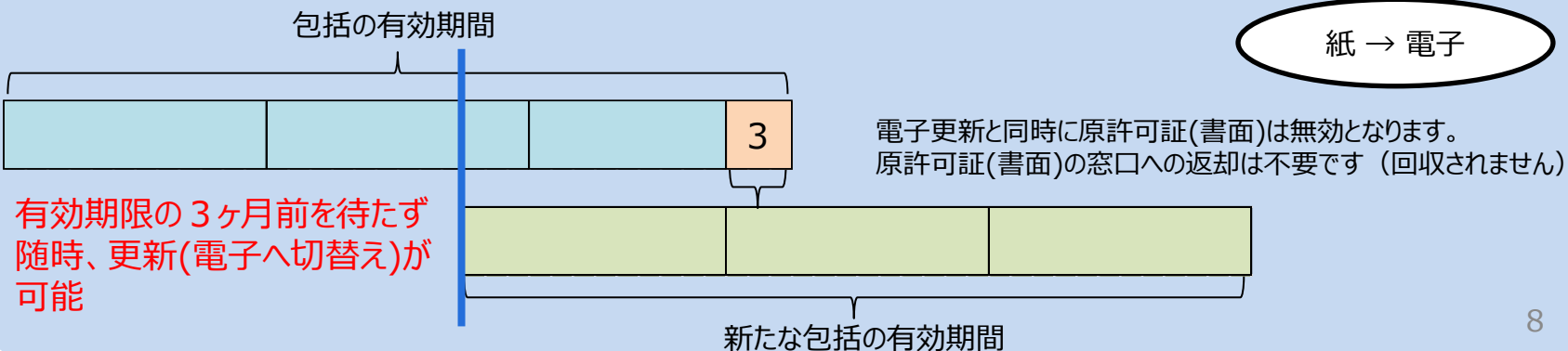
4. 紙の包括許可証を電子に更新する場合は有効期限にかかわらず、随時可能です

- 書面の原許可証の有効期限3か月前を過ぎると、通常更新の手続となります。原許可の有効期限と、新許可の有効となる日が接続して切れ目なく包括を使用することができます。
- 原許可の有効期限の残存期間を捨てて、すぐにでも電子ライセンスを使用したい場合は、更新の許可のタイミングで有効となる電子ライセンスを取得することも可能です。**書面で交付された原許可(分割交付を含む。)の回収は、行いません。**

通常の更新申請



書面から電子への切替えの特例



I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

5. 代表者名の変更届（様式第5）及び住居表示変更届（様式第6）の廃止

- 包括許可証との関係では、「代表者変更届出」及び「住所表示変更届」の廃止にともない、許可証交付窓口への手続きは要しません。
- 但し、申請者届出通達により、届出事項（代表者名や住所表示等）に変更があった場合、速やかに電子化・効率化推進室あてに、「申請者届出」の変更の手続きが必要です。

様式5：代表者変更届

様式第5

代表者名変更届

年 月 日

経済産業大臣 殿

提出者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号（担当） _____

下記のとおり、当社の代表者が変わりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号
2. 変更が生じた日
3. 変更理由

様式6：住所表示変更届

様式第6

住所表示変更届

年 月 日

経済産業大臣 殿

提出者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号（担当） _____

下記のとおり、当社の住所表示が変わりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号
2. 変更が生じた日
3. 新旧表示住所
(旧表示住所)

包括取扱要領の改正（2019年4月）：代表者名の変更届（様式第5）及び住居表示変更届（様式第6）の廃止

新

法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更を要しない。

旧

法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届（様式第5）、住居表示変更届（様式第6）を当該許可を受けた窓口へ当該許可証の写しとともに速やかに提出しなければならない。

※ 特別一般包括及び特定包括も同様

I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

6. 一般包括の統括責任者及び該非確認責任者を登録する様式a の廃止

- ▶ 一般包括許可の統括責任者及び該非確認責任者を登録する様式a の許可証交付窓口への提出は不要になります。
NACCS業務メニュー「JAJ：申請者届出呼出し」にて、申請者自らが登録内容を変更ください。（IV章で解説）
- ▶ 但し、JAJ画面にて申請者自らが登録できるのは、表示された画面下部の「該非判定責任者情報」のみです。画面上部の「申請者情報」は、申請者届出通達により、届出事項に変更が生じた場合、速やかに電子化・効率化推進室あてに、「申請者届出」の変更の手続きが必要です。

様式a：統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書

様式aの2：統括・該非確認責任者変更届

包括取扱要領の改正（2019年4月）：一般包括許可の統括責任者及び該非確認責任者を登録する様式a の廃止

新
(削除)



旧
申請時に統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書(様式a)1通を申請窓口へ郵送又は提出すること。
統括責任者又は該非確認責任者が変更された場合は、一般包括許可の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届(様式aの2)を当該許可を受けた窓口へ速やかに提出しなければならない。

I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

7. 特定包括の実績報告は、電子の場合は引き続き免除されます（輸出令別表第1の1の項に係るものを除く）（改正包括取扱要領別表5左欄（4）の条件に基づく実績報告（様式第17）の提出を免除）

様式17

年 月 日

特定包括許可に係る年間実績報告書
(報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月)

経済産業大臣 殿

提出者
記名押印又は署名 _____
住所 _____
担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____
電話番号(_____)、(内線) _____

特定包括許可の実績について、下記のとおり報告します。

記

許可番号： _____

通関又は取引年月日	輸出令別表第1又は外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号	仕向地又は提供地	需要者又は利用する者の名称	需要者等の概要(貨物又は提供する技術の使用目的及び使用方法)	価額又は対価

注(1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。
注(2) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。
注(3) 同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に渡る場合は最初の輸出又は提供を行った日を基準にまとめて報告して下さい。その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載して下さい。

改正包括取扱要領別表5左欄（4）

特定包括輸出許可に係る輸出の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。ただし、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところにより特定包括輸出許可の申請を行った者についてはこの限りでない（なお、輸出令別表第1の1の項に係るものを除く。）。



電子の場合は引き続き免除

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

電子申請の手順は、経済産業省WEBにて、操作マニュアルを掲載してます。1クリック1画面キャプチャで解説！

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 中段「操作マニュアル」

【2】

電子ライセンスの新規申請を行う

申請書ファイル作成
JAA 外為法 新規申請

別添マニュアル

【2】電子ライセンスの新規申請を行う
(JAA 新規電子ラインスの申請)



https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/03_operation/02_jaa.pdf

① NACCSパッケージソフトを立ち上げる

① 外為法関連業務申請書作成」から申請書を作成

- ・タグを押して申請書作成ソフトを立ち上げ、申請様式を選択
- ・選択様式による申請書ファイルの各項目を入力、「内容検証」
- ・ファイルを保存して、申請に必要な添付書類をフォルダに保存

② 業務メニュー「JAA 新規申請」から申請書類一式を送信

- ・保存した申請書ファイルと添付書類を画面に添付
- ・選択様式による申請種類番号(3桁)を入力
- ・送信ボタンを押す

新規申請の操作手順は、QRコードからダウンロードできます。

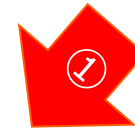
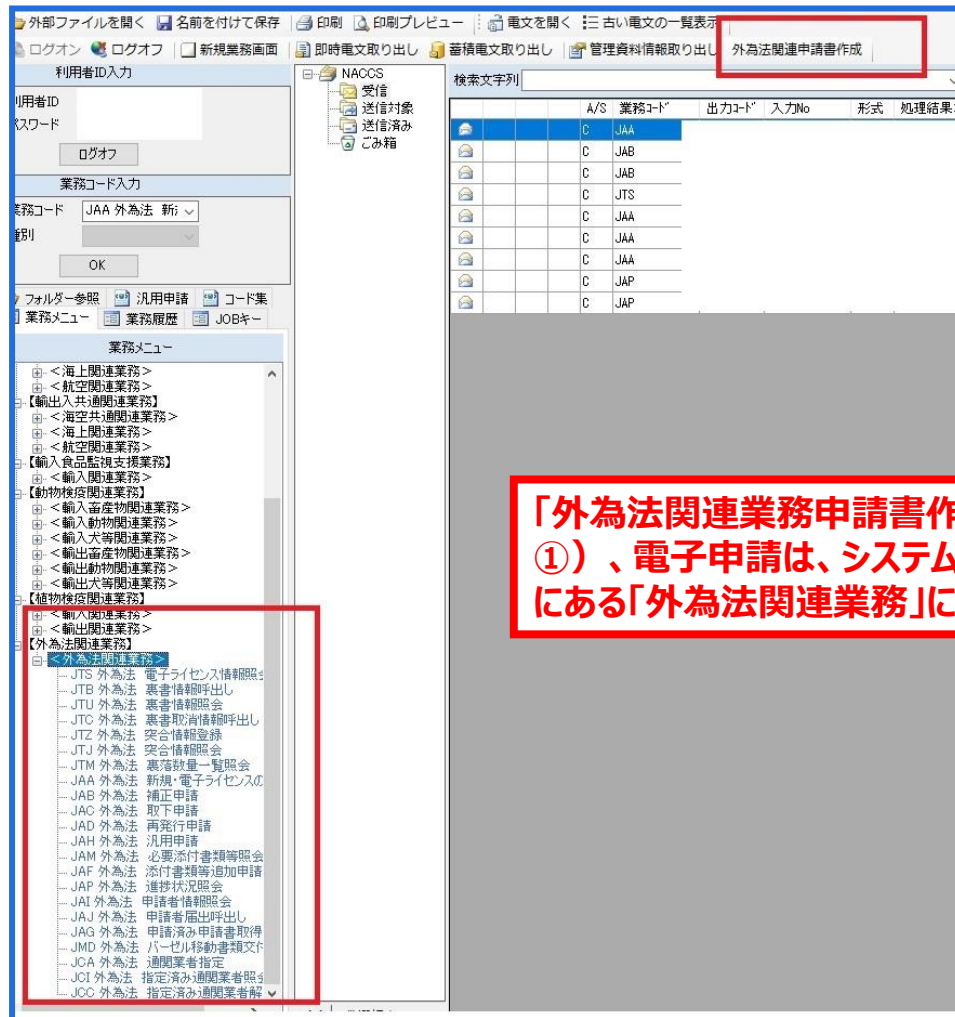
主なポイントは、次頁で解説します。

なお、原許可証(書面)の電子への更新申請は、申請様式を包括系に選択することにより、他の操作方法は、「新規申請」と同様です。

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

① NACCSパッケージソフトを立ち上げる。

デスクトップに貼られた N のマークのショートカットをダブルクリックすると、NACCS初期画面が立ち上がります。(下図参照)

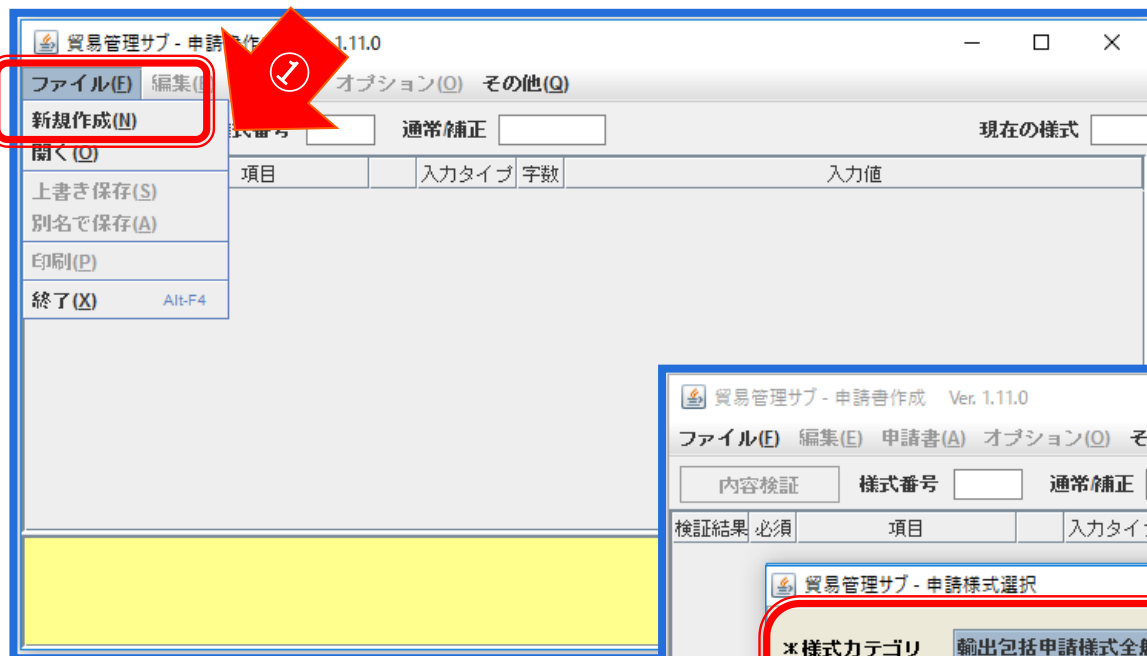


「外為法関連業務申請書作成」と表示されたタグから申請書を作成して（①）、電子申請は、システムへログオンしてから、業務メニューのうち最下部にある「外為法関連業務」にて行います（②）。

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

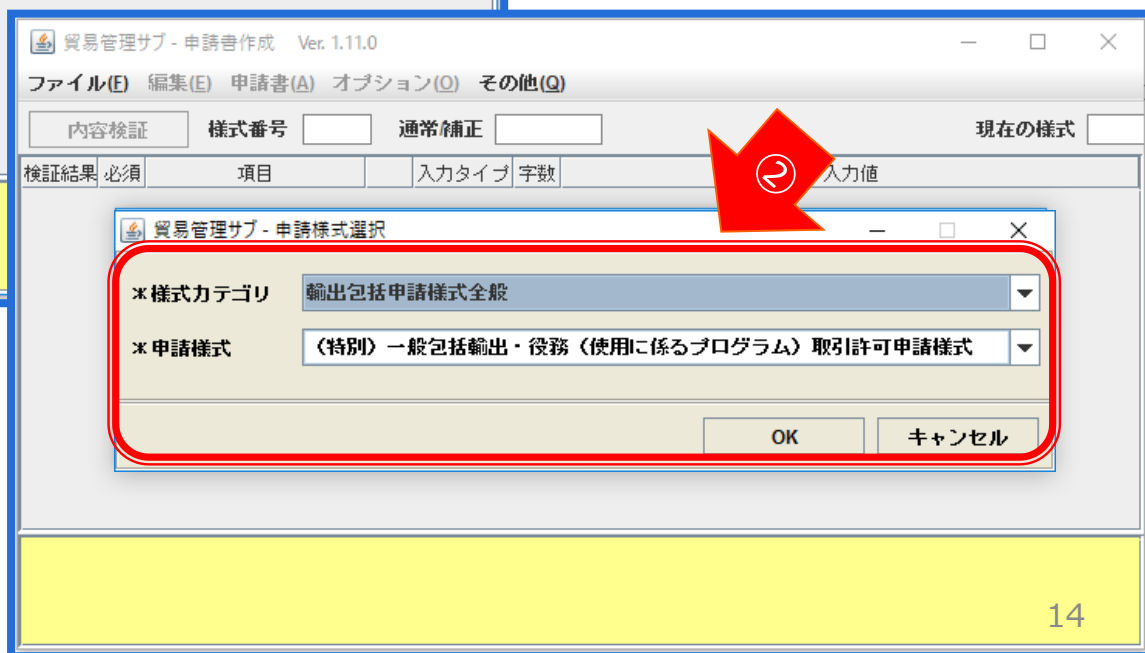
① 「外為法関連業務申請書作成」から申請書を作成

「外為法関連業務申請書作成」のタグを押して、申請書作成ソフトを立ち上げ、「ファイル」メニューから「新規作成」を押して(①)表示された「申請様式選択」の画面にて、「様式カテゴリ」及び「申請様式」のプルダウンから申請書の様式を選択して、「OK」ボタン(②)を押します。



包括輸出許可の電子申請を行う場合、

「申請様式選択」画面、上段の「様式カテゴリ」は、上から2つ目の「輸出包括申請様式全般」を選択ください。



下段の「申請様式」は、次の4つから選択できます。

- ◆ 一般包括／特別一般包括（貨物）
- ◆ 一般包括／特別一般包括（役務）
- ◆ 特定包括(貨物)／特定包括(役務)
- ◆ 包括輸出承認（麻薬等原材料）

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

① 「外為法関連業務申請書作成」から申請書を作成

立ち上がった申請書ファイルにて、申請項目の「入力値」欄にデータを入力して、申請書を作成します。

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
	*	申請担当者 氏名	日本語型	40	
	*	申請担当者 電話...	英数字	20	
	*	申請担当者 FAX	英数字	20	
	*	申請担当者 メー...	英数字	100	
		取引内容	-	-	
		CP受理票番号	英数字	20	
		CP受理票発行年月日	年月日	10	
		CL受理票番号	英数字	20	
		CL受理票発行年月日	年月日	10	
	*	新規・更新の別	英数字	2	
	*	包括申請区分	英数字	1	
	*	許可の範囲	英数字	10	輸出・役務
		取引明細	追加	-	
		取引明細(1/10)	削除	-	
		取引明細項番	システム	-	
	*	表番号	日本語型	10	
	*	貨物番号	日本語型	10	
	*	省令番号	日本語型	20	
	*	貨物役務区分	英数字	1	

新規申請の場合は「10」を、原許可が電子で更新申請の場合は「21」を、原許可が電子で変更の場合は「22」を、原許可が電子で原許可の有効期限の終了後に行う再度の申請の場合は「23」を、原許可が書面で更新申請の場合は「31」を、原許可が書面で変更の場合は「32」を、原許可が書面で原許可の有効期限の終了後に行う再度の申請の場合は「33」を入力すること。
補正申請で変更できない。

- ファイル上部に申請書様式名が記載されていることを確認してください。
- 「様式番号」の3桁は、JAA:新規申請画面で入力する申請種類番号の3桁です。
- 「必須」欄に*のある項目は、入力が必須です。未入力は、受付無効になります。
- 「入力値」欄への入力方法は、①手入力、②▼ボタンを押して選択、③「参照」ボタンで表示されるリストから選択となります。
- 「入力値」欄にカーソルをあわせると、ファイルの下部に、入力項目ガイドが表示されます（黄色欄）

※原許可証(書面)から電子ライセンスへの更新申請の場合、「新規・更新の別」欄では、「31：原許可は書面) 更新申請」を選択ください。

(※)手入力を入力する場合、「入力タイプ」欄の指示をご確認ください。

「英数字」は半角アルファベット数字のみ、「日本語型」は半角／全角、アルファベット／日本語すべての入力が可能です。外字やギリシア文字等、一部の入力不可能な文字があるため、常用漢字等の代替が必要です。

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

① 「外為法関連業務申請書作成」から申請書を作成

申請書ファイルの各項目を入力後、「内容検証」ボタンを押して、入力漏れがないかチェックしてください。

項目	入力タイプ	字数	入力値
整理番号	システム	-	
* 申請窓口コード	英数字	3	GSI: 貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課
委任パスワード	英数字	32	
申請者	追加	-	
申請者(1/5)	削除	-	
* 申請者区分	英数字	1	
* 申請者コード	英数字	8	
担当者			
* 申請担当者 部署			
* 申請担当者 氏名			
* 申請担当者 電話			
* 申請担当者 FAX			
* 申請担当者 メール...	英数字	20	fcbj@meti.go.jp

項目	入力タイプ	字数	入力値
整理番号	システム	-	
* 申請窓口コード	英数字	3	BTR: 関東経済産業局産業部国際課
委任パスワード	英数字	32	
申請者	追加	-	
申請者(1/5)	削除	-	
* 申請者区分	英数字	1	1: 本人
* 申請者コード	英数字	8	VMJY3100
申請者 事業内容	日本語型	800	ロボットの研究

検証結果

内容検証の結果、指摘事項はありません。

- 「内容検証」ボタンを押してください。
※目視確認での内容検証ではありません！
- 「検証結果」の画面が表示されます。「指摘事項はありません。」というメッセージが出たら（申請書ファイルの「検証結果」欄に赤字のNGがなくなったら）、OKです。
- 「検証結果」にエラーがある場合は、申請書ファイルの「検証結果」欄に、赤字で「NG」と表示されます。

※申請書ファイルの「検証結果」欄にNGが表示されている状態で、電子申請をしても受付無効になります！！

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

① 「外為法関連業務申請書作成」から申請書を作成

申請書ファイルに名称をつけて保存し、必要な添付書類をPDF等で準備して、任意の申請用フォルダに一式を保存します。

The screenshot shows a window titled '外為法関連業務申請書作成' (Application Form Creation). The 'File' menu is open, and the '別名で保存(A)' (Save As) option is highlighted with a red box and labeled 'a.'. The window contains a table with columns for '項目' (Item), '入力タイプ' (Input Type), '字数' (Character Count), and '入力値' (Input Value).

項目	入力タイプ	字数	入力値
システム	システム	-	
コード	英数字	3	GSI: 貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課
パスワード	英数字	32	
申請者	追加	-	
申請者(1/5)	削除	-	
申請者区分	英数字	11	本人



The screenshot shows a 'File Save' dialog box titled '貿易管理サブ - ファイル保存 (申請書作成ファイル保存)'. The 'Save in' location is 'My Documents'. The 'File name' is '変更・更新_一般包括輸出許可_1.jet' and the 'File type' is 'JETファイル (*.jet)'. The 'Save' button is highlighted with a red box and labeled 'b.'.

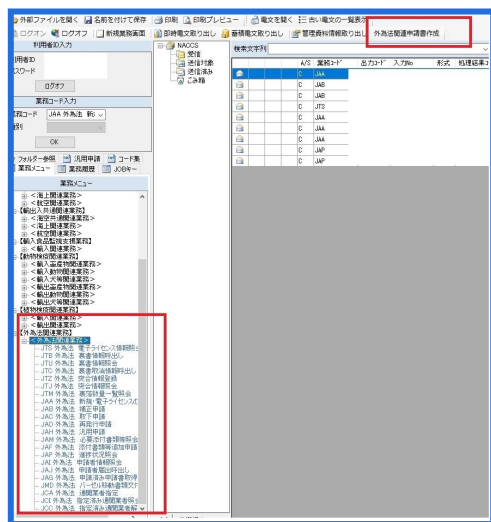
- 「ファイル」メニューから「別名で保存」を選択します。
- 任意の保存先を選択し、ファイル名を入力して「保存」ボタンをクリックします。
- 入力したファイル名で申請書ファイルが、任意の保存先フォルダに保存されたことを確認してください。
- 保存先フォルダの中に、作成済み申請書と、添付書類の電子媒体もあわせて保存ください。

The screenshot shows a file explorer window titled 'MBIT-GL-17-9999の更新'. The file name 'IHA1113 > 01メモ > MBIT-GL-17-9999の更新' is highlighted with a red box and labeled 'c.'. The file explorer shows several files, including PDFs and a .jet file.

保存した申請書ファイルは、末尾の拡張子.jetとしてアイコンが表示されます。申請種類毎に、必要添付書類は異なるため、申請窓口あてにご確認ください。

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

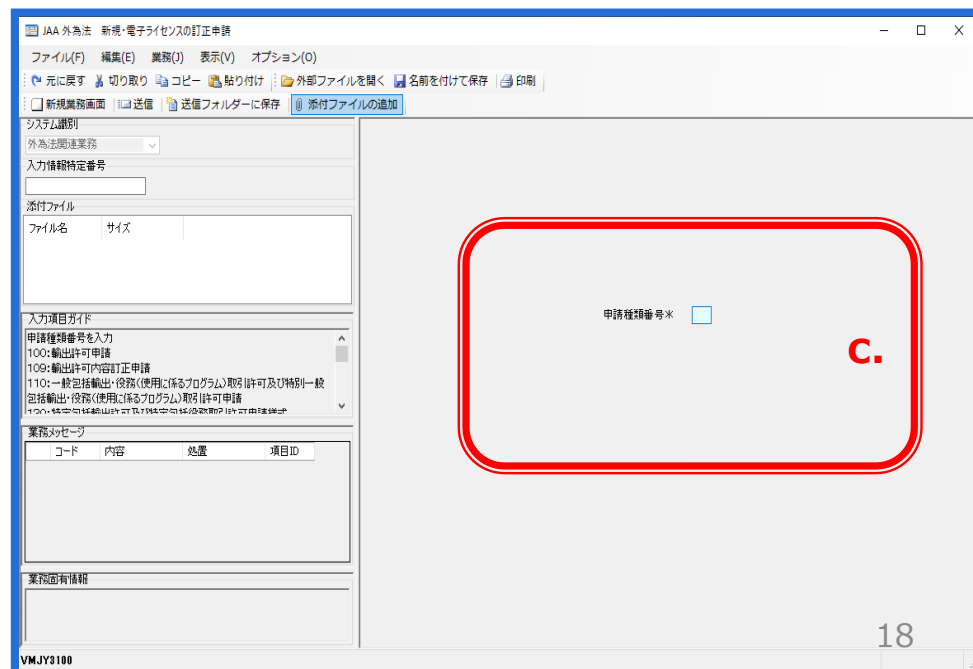
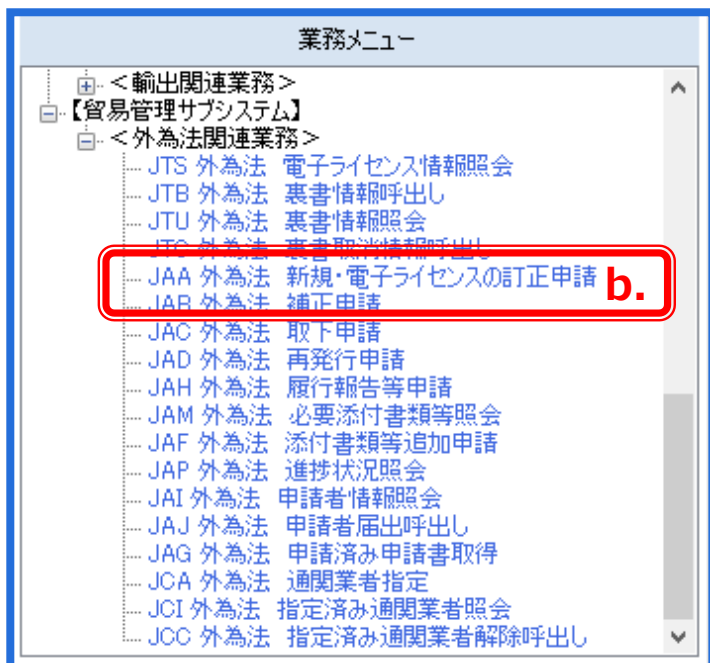
② 業務メニュー「JAA新規申請」から申請書類一式を送信



a.

NACCSパッケージソフト初期画面の業務メニューから、「JAA 新規・電子ライセンスの訂正申請」画面を立ち上げます。

- a. 業務メニュー枠の最下位にある「外為法関連業務」を開きます。
- b. 「J」から始まる外為法関連業務の一覧が表示され、そのうちの「JAA外為法 新規・電子ライセンスの訂正申請」を押します。
- c. 「JAA」の画面が立ち上がったことを確認してください。



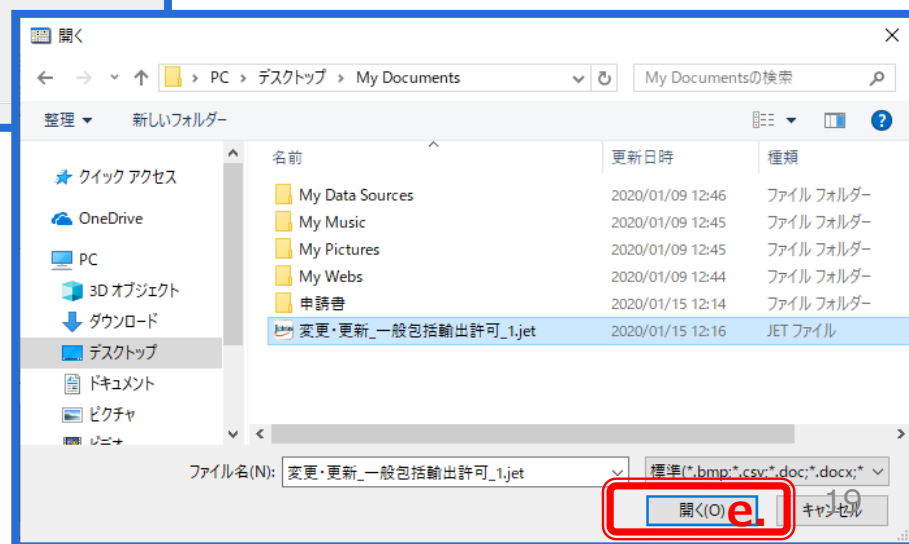
II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

② 業務メニュー「JAA新規申請」から申請書類一式を送信

「JAA外為法 新規・電子ライセンスの訂正申請」の画面にて、「添付ファイルの追加」から、申請書類一式を貼り付けます。



- d. 「JAA外為法 新規・電子ライセンスの訂正申請」画面にて、「添付ファイルの追加」ボタンを押す。
- e. 更新した申請書ファイルを保存しているフォルダから、添付したいファイルをドラッグして「開く」ボタンを押す。
- f. 「JAA外為法 新規・電子ライセンスの訂正申請」画面の「添付ファイル」欄に、送信する申請書ファイルが貼り付いたことを確認ください。



II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

② 業務メニュー「JAA新規申請」から申請書類一式を送信

「申請種類番号」の3桁を入力して、「送信」ボタンを押します。

g. 「申請種類番号」を半角英数字で入力ください。

h. 「申請種類番号」の3桁は、「入力項目ガイド」を参照して、申請様式にあった3桁を半角英数字を確認できます。

i. 「送信」ボタンを押して、訂正申請は完了です。

(注意)

申請書ファイルの上段の「様式番号」には、入力すべき3桁の申請種類番号が記載されています。

- ◆ 一般包括／特別一般包括（貨物） → 110
- ◆ 一般包括／特別一般包括（役務） → 160
- ◆ 特定包括（貨物）／特定包括（役務） → 130
- ◆ 包括輸出承認（麻薬等原材料） → 410

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数
		整理番号	システム	-
	×	申請窓口コード	英数字	3BTR: 関東経済
		委任パスワード	英数字	32
		申請者	追加	-
		申請者(1/5)	削除	-
	×	申請者区分	英数字	11: 本人

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

② 業務メニュー「JAA新規申請」から申請書類一式を送信

更新申請が完了すると、「整理番号」が払い出されます。



（注意）整理番号が払い出されたら、必ずNACCS業務メニュー「JAP：進捗状況照会」業務から、受付無効になっていないかを確認してください。正しく送信された場合、審査官の手元に届いた「受理待ち」というステータスになります。

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

包括許可の新規/更新に関するQ & A

申請書ファイルの「申請窓口コード」欄は、何を選択すればいいですか？

一般包括・特別一般包括の申請窓口は、会社の所在地に応じて地方経済産業局から選択ください。
なお、2020年4月1日より、関東経済産業局への申請は、東京通商事務所、又は横浜通商事務所あてに限られます。

仕向地が複数あります。書面申請では、代表的なものを記載していました。電子申請では、申請書(.jetファイル)の入力はどこまで必要ですか？

入力すべき事項は、書面も電子も同じです。電子の申請書(.jetファイル)においても、包括許可マトリックス表を確認の上、対象地域の主な仕向地をご記入ください。

社名が変更になりました。原許可証(電子)の訂正申請の仕方を教えてください。

社名変更に伴う原許可証の訂正申請は、基本的に通常の更新と同じ手続きになります。JAGでダウンロードした原許可証の申請書(.jetファイル)の入力項目の「新規・更新の別」欄で「22:(原許可は電子)変更」を選択してください。

電子交付された許可証の有効期限も、書面交付と同じく3年間ですか？書面との違いはありますか？

包括許可証の有効期限は、電子も書面と同じく、有効となる日から3年間です。電子交付された場合、有効期限の切れる90日前から、更新期限を通知するアラームが自動メールにて通知されます。

原許可証が書面と電子では、更新申請の操作方法来、違いがありますか？

原許可証が書面の場合は、NACCSシステムの申請書作成ソフトで申請書(.jetファイル)を作成します。電子の場合は、業務メニューJAGによって、原許可証の申請時の申請書(.jetファイル)をダウンロードして内容を更新します。更新した申請書(.jetファイル)を、業務メニューJAAから送信します。
【原許可証が電子の更新申請については次章で解説】

III. 原許可証（電子）から更新申請の手順

原許可の更新の手順は、経済産業省WEBにて、操作マニュアルを掲載しています。1クリック1画面キャプチャで解説！

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 中段「操作マニュアル」

【5】

包括輸出許可承認の電子ライセンスの更新申請を行う

JAG 外為法 申請済み申請書取得
JAA 外為法 電子ライセンスの訂正申請

別添マニュアル

【5】電子ライセンス(包括)の更新申請
(JAG 申請済み申請書取得/JAA 訂正申請)



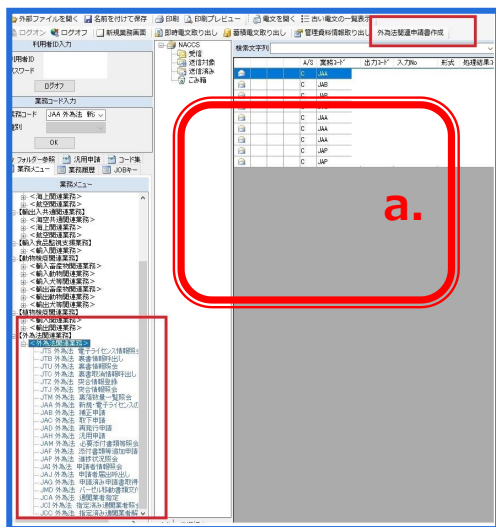
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/03_operation/05_jaa_koushin.pdf

- ① 業務メニュー「JAG 申請済み申請書取得」から、更新したい原許可証の申請書(.jetファイル)を呼び出します。
 - ・原許可証の「許可承認証等番号」を画面に入力
 - ・「送信」ボタンを押すと、「添付ファイル」欄に申請書が貼り付く
- ② 取得した申請書を開き、更新したい入力項目を記入します。
 - ・「添付ファイル」欄に貼り付いた申請書をダブルクリック
 - ・「更新・変更」タグで開いて、中味を修正する
 - ・内容検証後に、申請書ファイルを別名で保存する
- ③ 業務メニュー「JAA 新規・電子ライセンスの訂正申請」から、申請書ファイルを送信します。
 - ・更新した申請書ファイルを画面に添付
 - ・申請種類番号を入力して、「送信」ボタン

原許可の更新申請の操作手順は、QRコードからダウンロードできます。
主なポイントは、次頁で解説します。

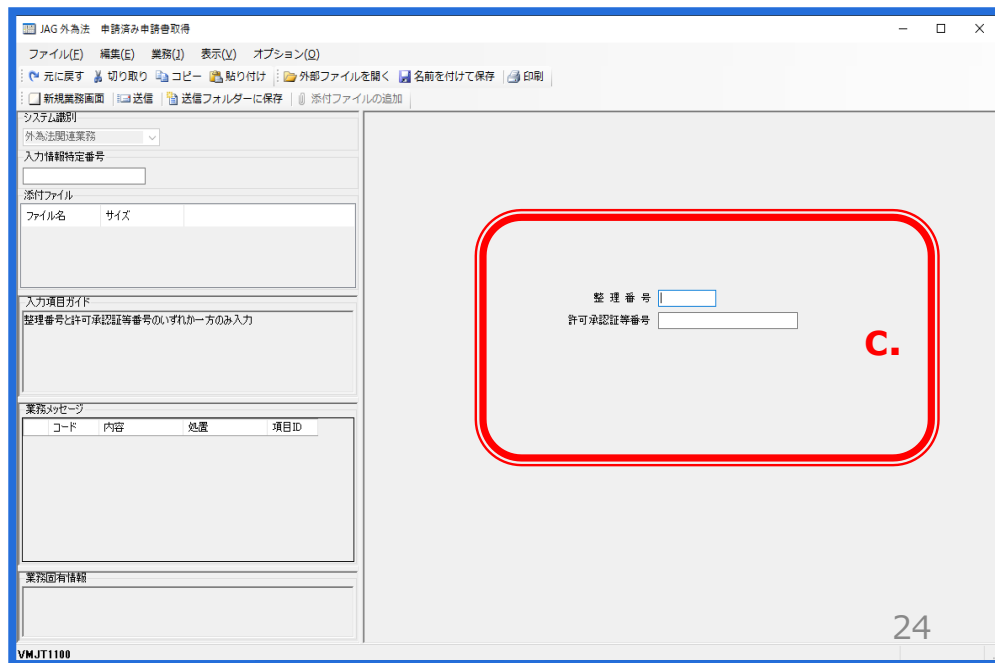
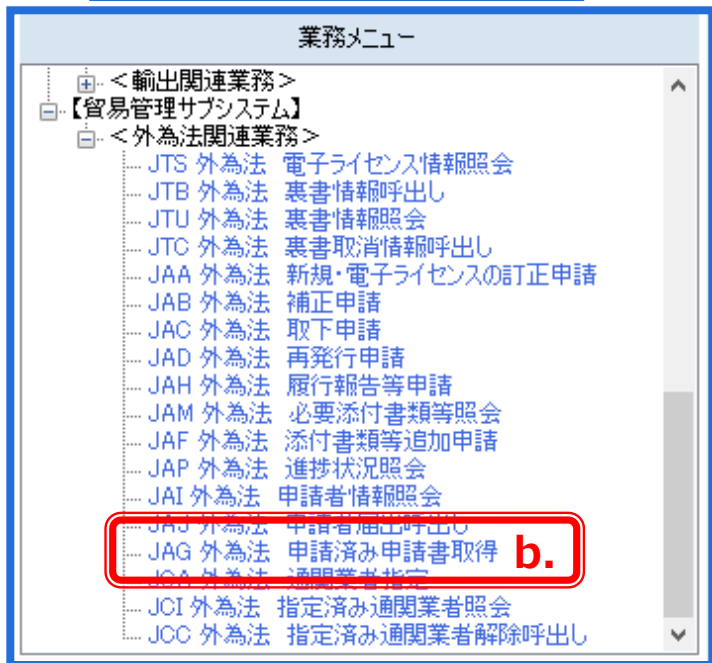
III. 原許可証（電子）から更新申請の手順

① 業務メニュー「JAG 申請済み申請書取得」から、更新したい原許可証の申請書(.jetファイル)を呼び出します。



NACCSパッケージソフト初期画面の業務メニューから、「JAG 申請済み申請書取得」画面を立ち上げます。

- a. 業務メニュー枠の最下位にある「外為法関連業務」を開きます。
- b. 「J」から始まる外為法関連業務の一覧が表示され、そのうちの「JAG外為法 申請済み申請書取得」を押します。
- c. 「JAG」の画面が立ち上がったことを確認してください。

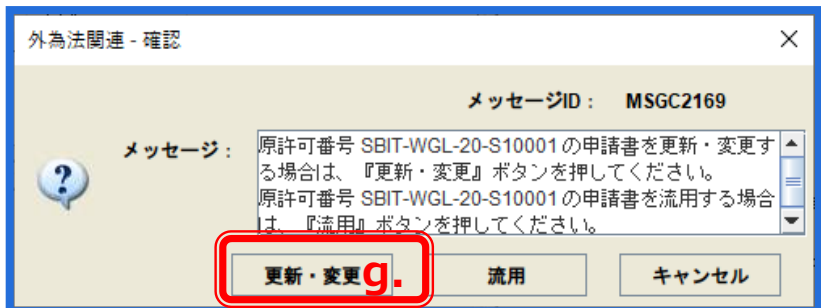
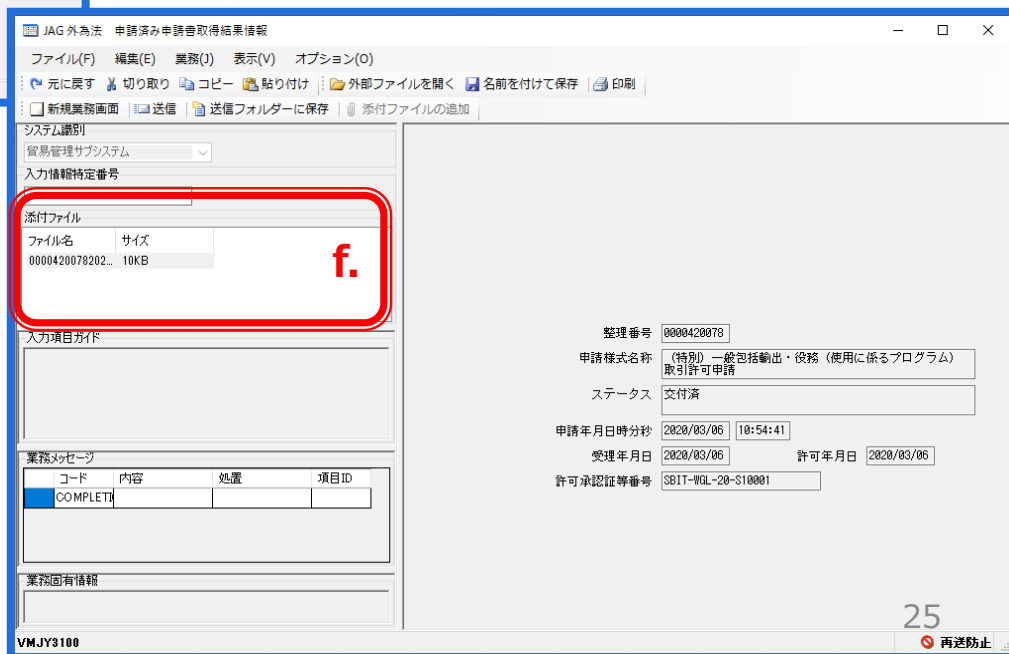


III. 原許可証（電子）から更新申請の手順

① 業務メニュー「JAG 申請済み申請書取得」から、更新したい原許可証の申請書(.jetファイル)を呼び出します。



- d. 「JAG 申請済み申請書取得」画面にて、更新したい原許可証の「許可承認証等番号」を入力します。
- e. 「送信」ボタンを押します。
- f. 画面が切り替わり、「添付ファイル」欄に申請書(.jetファイル)が貼り付きます。貼り付いた申請書(.jetファイル)をダブルクリックで開きます。
- g. 表示されたメッセージ画面にて、「更新・変更」タグを押してください。申請書(.jetファイル)の画面が立ち上がります。



III. 原許可証（電子）から更新申請の手順

② 取得した申請書(.jetファイル)を開いて、更新したい入力項目を記入します。

項目	入力タイプ	入力値
システム	英数字	3@TR: 関東経済産業局産業部国際課
英数字	英数字	32
申請者区分	英数字	1: 本人
申請者コード	英数字	8VMJY3100
申請者 事業内容	日本語型	ロボットの研究
担当者	英数字	40安全保障管理室
申請担当者 部署名	日本語型	40貿易 一部
申請担当者 氏名	日本語型	2003-xxxx-xxxx
申請担当者 電話番号	英数字	2003-1111-xxxx
申請担当者 FAX	英数字	1003100@trade.naccs.jp
申請担当者 メールアドレス	英数字	2000-999
CP受理票番号	英数字	102010/11/01
CP受理票発行年月日	年月日	2067890
CL受理票番号	英数字	202010/11/02
CL受理票発行年月日	年月日	21
新規・更新の別	英数字	

- ダウンロードした申請書(.jetファイル)の入力項目のうち、更新したい入力項目を上書きで修正します。修正後に、内容検証も忘れずに！（内容検証ボタンから確認）
- 「ファイル」メニューから「別名で保存」を選択します。
- 任意の保存先を選択し、ファイル名を入力して、「保存」ボタンをクリックします。ファイル名は、新規申請と区別するために、「更新」と分かるように記載ください。
- 申請書(.jetファイル)が、任意の保存先フォルダに保存されたことを確認してください。

保存先: My Documents

ファイル名(N): 変更_更新_一般包括輸出許可_1.jet

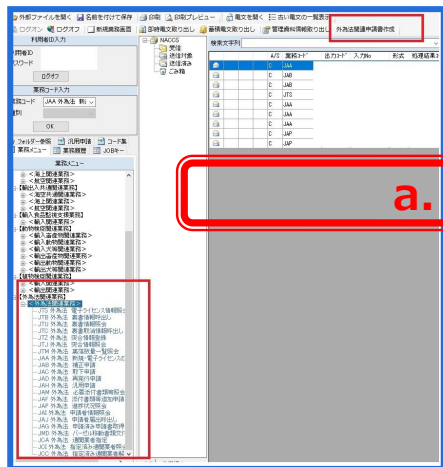
ファイルのタイプ(T): JETファイル (*.jet)

保存 C. 取消

保存した申請書ファイルは、末尾の拡張子 .jet としてアイコンが表示されます。フォルダ内には、申請書 (.jet ファイル) と一緒に、添付書類の電子媒体も保存して申請書類をまとめて管理ください。

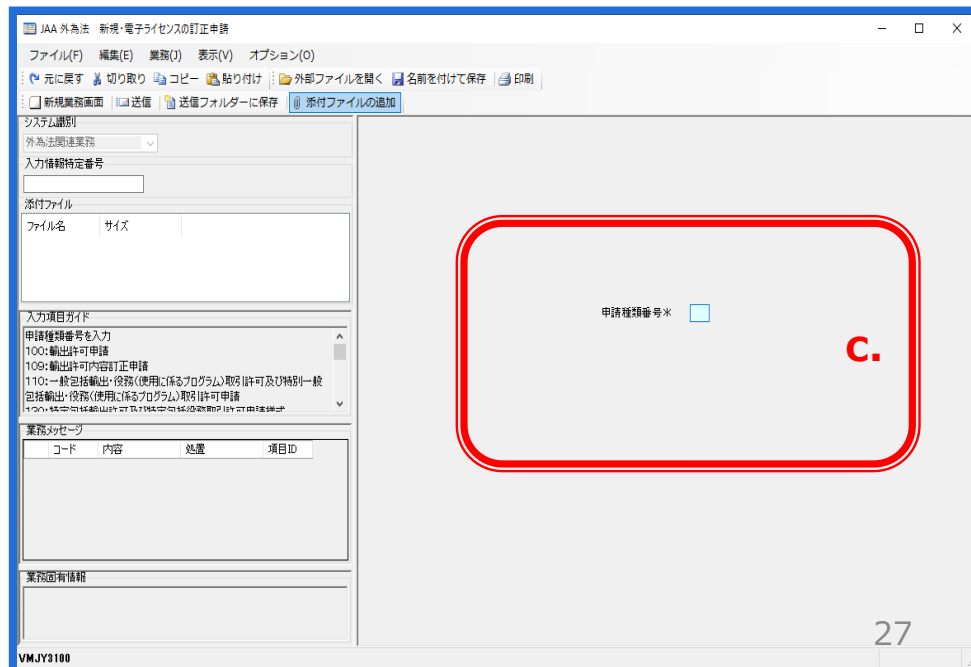
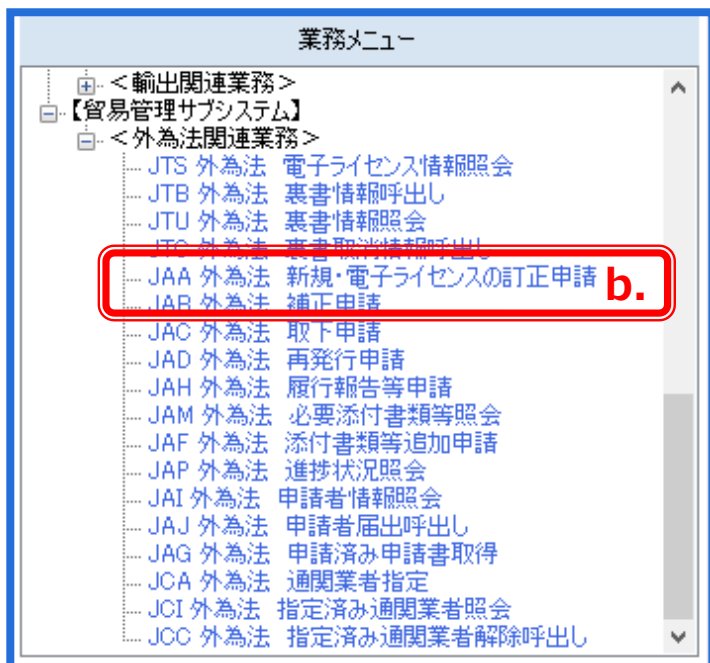
III. 原許可証（電子）から更新申請の手順

- ③ 更新した申請書(.jetファイル)を、業務メニュー「JAA 新規・電子ライセンスの訂正申請」より送信します。



NACCSパッケージソフト初期画面の業務メニューから、「JAA 新規・電子ライセンスの訂正申請」画面を立ち上げます。

- 業務メニュー枠の最下位にある「外為法関連業務」を開きます。
- 「J」から始まる外為法関連業務の一覧が表示され、そのうちの「JAA外為法 新規・電子ライセンスの訂正申請」を押します。
- 「JAA」の画面が立ち上がったことを確認してください。



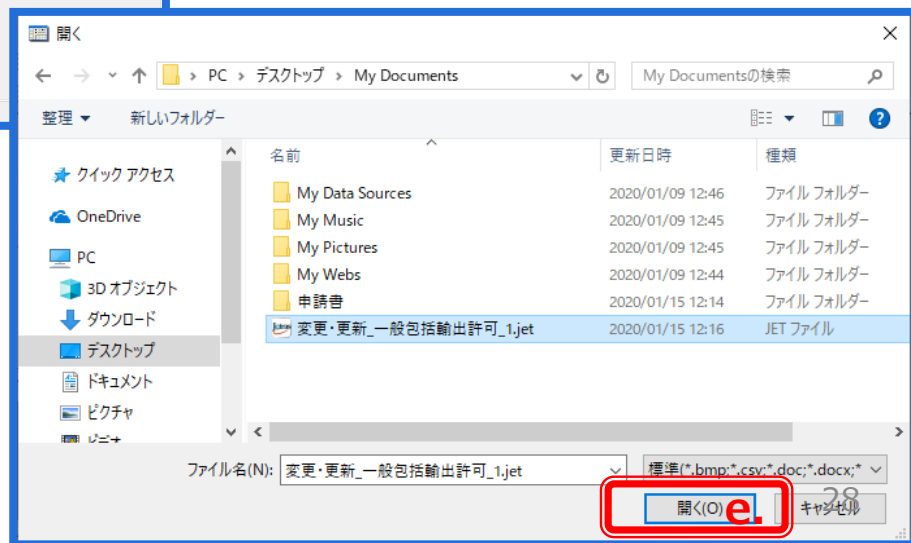
III. 原許可証（電子）から更新申請の手順

③ 更新した申請書(.jetファイル)を、業務メニュー「JAA 新規・電子ライセンスの訂正申請」より送信します。

「JAA外為法 新規・電子ライセンスの訂正申請」の画面にて、「添付ファイルの追加」から、申請書類一式を貼り付けます。



- d. 「JAA外為法 新規・電子ライセンスの訂正申請」画面にて、「添付ファイルの追加」ボタンを押す。
- e. 更新した申請書ファイルを保存しているフォルダから、添付したいファイルをドラッグして「開く」ボタンを押す。
- f. 「JAA外為法 新規・電子ライセンスの訂正申請」画面の「添付ファイル」欄に、送信する申請書ファイルが貼り付いたことを確認ください。



III. 原許可証（電子）から更新申請の手順

③ 更新した申請書(.jetファイル)を、業務メニュー「JAA 新規・電子ライセンスの訂正申請」より送信します。

「申請種類番号」の3桁を入力して、「送信」ボタンを押します。

入力項目ガイド

- 申請種類番号を入力
- 100: 輸出許可申請
- 109: 輸出許可内容訂正申請
- 110: 一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取戻許可及び特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取戻許可申請
- 1100: 特定包括輸出許可及び特定包括役務取戻許可申請

申請種類番号* g.

- g. 「申請種類番号」を半角英数字で入力ください。
- h. 「申請種類番号」の3桁は、「入力項目ガイド」を参照して、申請様式にあった3桁を半角英数字を確認できます。
- i. 「送信」ボタンを押して、訂正申請は完了です。



(注意)

申請書ファイルの上段の「様式番号」には、入力すべき3桁の申請種類番号が記載されています。

- ◆ 一般包括／特別一般包括（貨物） → 110
- ◆ 一般包括／特別一般包括（役務） → 160
- ◆ 特定包括（貨物）／特定包括（役務） → 130
- ◆ 包括輸出承認（麻薬等原材料） → 410

内容検証 様式番号 110 g. 通常 修正 通常JAA

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数
		整理番号	システム	-
	x	申請窓口コード	英数字	3BTR: 関東経済
		委任パスワード	英数字	32
		申請者	追加	-
		申請者(1/5)	削除	-
	x	申請者区分	英数字	11: 本人

III. 原許可証（電子）から更新申請の手順

- ③ 更新した申請書(.jetファイル)を、業務メニュー「JAA 新規・電子ライセンスの訂正申請」より送信します。

更新申請が完了すると、「整理番号」が払い出されます。



（注意）整理番号が払い出されたら、必ずNACCS業務メニュー「JAP：進捗状況照会」業務から、受付無効になっていないかを確認してください。正しく送信された場合、審査官の手元に届いた「受理待ち」というステータスになります。

III. 原許可証（電子）から更新申請の手順

申請書ファイルの「新規更新の別」欄の選択について

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
*		申請担当者 氏名	日本語型	40	
*		申請担当者 電話...	英数字	20	
		申請担当者 FAX	英数字	20	
*		申請担当者 メー...	英数字	100	
		取引内容	-	-	
		CP受理票番号	英数字	20	
		CP受理票発行年月日	年月日	10	
		CL受理票番号	英数字	20	
		CL受理票発行年月日	年月日	10	
*		新規・更新の別	英数字	1	
*		包括申請区分	英数字	1	
*		許可の範囲	英数字	10	輸出・役務
		取引明細	追加	-	
		取引明細(1/10)	削除	-	
		取引明細項番	システム	-	
*		表番号	日本語型	10	
*		貨物番号	日本語型	10	
*		省令番号	日本語型	20	
*		貨物役割区分	英数字	1	

10: 新規申請
21: (原許可は電子) 更新申請
22: (原許可は電子) 変更
23: (原許可は電子) 新規申請【許可実績あり】
31: (原許可は書面) 更新申請
32: (原許可は書面) 変更
33: (原許可は書面) 新規申請【許可実績あり】

新規申請の場合は「10」を、原許可が電子で更新申請の場合は「21」を、原許可が電子で変更の場合は「22」を、原許可が電子で原許可の有効期限の終了後に行う再度の申請の場合は「23」を、原許可が書面で更新申請の場合は「31」を、原許可が書面で変更の場合は「32」を、原許可が書面で原許可の有効期限の終了後に行う再度の申請の場合は「33」を入力すること。
補正申請で変更できない。

包括輸出許可/承認の申請には、7つパターンがあります。

申請書(.jetファイル)の「新規・更新の別」欄を選択します。

※「新規・更新の別」欄は、補正申請では直せない項目のため、選択肢を間違えると「取下申請→再申請」となりますのでご注意ください。



10: 新規申請	初めての包括許可申請を電子申請する場合
21: (原許可は電子) 更新申請	原許可が電子で、更新申請する場合
22: (原許可は電子) 変更	原許可が電子で、会社名等の変更があった場合
23: (原許可は電子) 新規申請【許可実績あり】	原許可が電子で、その有効期限が切れた後に再申請する場合
31: (原許可は書面) 更新申請	原許可が紙で、更新申請を電子で行う場合
32: (原許可は書面) 変更	原許可が紙で、会社名等の変更があった場合に、電子で変更申請する場合
33: (原許可は書面) 新規申請【許可実績あり】	原許可が紙で、有効期限が切れた後に電子で再申請する場合

IV. 一般包括申請における統括責任者及び該非判定責任者のシステム登録

2019年4月包括取扱要領の改正により、 包括の統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書(様式a) 及び統括・該非確認責任者変更届(様式aの2)が廃止になります

- 一般包括許可の統括責任者及び該非確認責任者については、NACCS業務メニュー「JAJ：申請者届出呼出し」にて申請者自らが、随時、登録することが可能です。
- 但し、JAJ画面にて申請者自らが登録できるのは、表示された画面下部の「該非判定責任者情報」のみです。画面上部の「申請者情報」は、申請者届出通達により、届出事項に変更が生じた場合、速やかに電子化・効率化推進室あてに、「申請者届出」の変更の手続きが必要です。



包括取扱要領の改正（2019年4月）：一般包括許可の統括責任者及び該非確認責任者を登録する様式aの廃止

新
(削除)



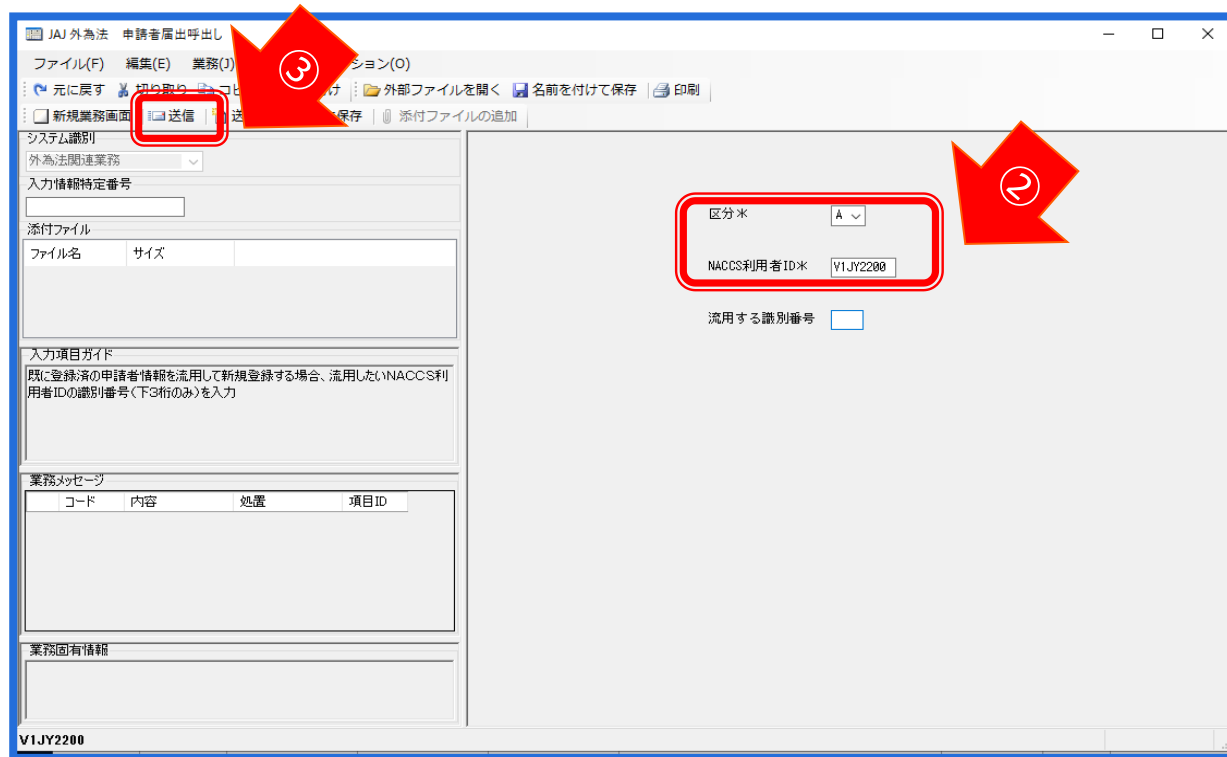
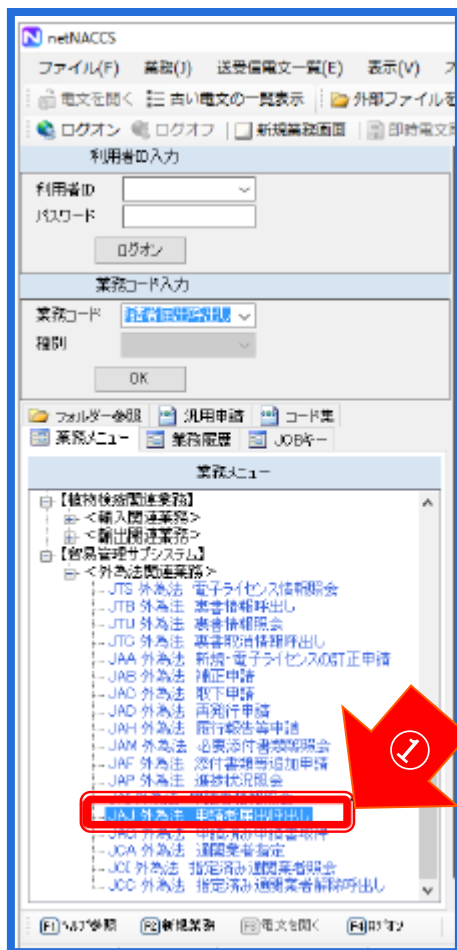
旧
申請時に統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書(様式a)1通を申請窓口へ郵送又は提出すること。
統括責任者又は該非確認責任者が変更された場合は、一般包括許可の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届(様式aの2)を当該許可を受けた窓口へ速やかに提出しなければならない。

IV. 一般包括申請における統括責任者及び該非判定責任者のシステム登録

「JAJ : 申請者届出呼び出し」からの該非判定責任者情報の登録方法

一般包括輸出許可の申請に際して、統括責任者及び該非確認責任者をNACCS業務メニューJAJから登録ください。

- ① NACCS<外為法関連業務>より、「JAJ外為法 申請者届出呼び出し」をクリック
- ② 切り替わった「JAJ 申請者届出呼び出し」画面にて、区分とNACCS利用者IDを入力
 - ◆ 区分は、次の3つから選択ください
「R:照会」 / 「A:新規登録」 / 「U:変更」
 - ◆ NACCS利用者IDは、V 1 で始まるNACCS利用者IDの8桁
- ③ 「送信」ボタンをクリック。 利用者IDに登録された申請者情報が表示されます（次頁へ）



IV. 一般包括申請における統括責任者及び該非判定責任者のシステム登録

「JA」：申請者届出呼び出しからの該非判定責任者情報の登録方法

「JA」：申請者届出呼び出し画面にて、申請者自らが登録／変更できるのは、表示された画面(下)の該非判定責任者情報のみです。
表示された画面(上)の申請者情報の登録／変更は、申請者届出通達により、電子化・効率化推進室あてに申請者届出の提出が必要です！

- ④ 切り替わった画面の下部「該非判定責任者情報」（統括責任者と該非確認責任者に関する情報）を入力
- ⑤ 「送信」ボタンをクリック

JA01 外為法 申請者届出登録

ファイル(F) 編集(E) 業務(O) ショウ(0)

元に戻す 印刷 外部ファイルを開く 名前を付けて保存 印刷

新規業務画面 送信 送信

システム識別

外為法関連業務

入力情報特定番号

添付ファイル

ファイル名	サイズ
-------	-----

入力項目ガイド

申請者の氏名(英文)を入力

業務メッセージ

コード	内容	処置	項目ID
COMPLETE			

業務固有情報

V1JY2200

区分 U

申請者届出情報

NACCS利用者ID V1JY2200

輸出入者コード F08888820000

法人番号* P0012140121400000

申請者 名称* 株式会社テスト申請

申請者 名称(英文) TEST APPLY CORP.

申請者 役職名* 代表取締役

申請者 役職名(英文) PRESIDENT

申請者 氏名* 申請 太郎

申請者 氏名(英文) TARO SHINSEI

申請者 住所* 東京都港11-11

申請者 住所(英文) 11-11, MINATO KU, TOKYO TO

申請者 郵便番号* 100-1200

申請者 電話番号* 99-0000-1200

申請者 FAX番号 88-0000-1200

申請者 メールアドレス* inttd002@jetras-naccs.com

該非判定責任者情報

注意！

画面上段の「申請者届出情報」に記載された内容は、電子ライセンスに標記される申請者情報です。

「申請者情報」の登録／変更は、画面入力だけでは完了しません。

別途、経済産業省 電子化・効率化推進室への申請者届出(変更)手続きが必要です。

統括責任者	役職	代表取締役社長
統括責任者	氏名	申請 太郎
該非確認責任者	役職	輸出管理室 室長
該非確認責任者	氏名	申請 次郎